

# 令和5年度『農業土木分野』広報・啓発ポスター制作業務 企画提案競技実施要領

## 1 目的

スマート農業に対応可能な農地の集約化及び大区画化等の基盤整備や、自然災害等への迅速な復旧及び復興等、宮崎県における農業農村の維持発展において重要な役割を担う農業土木技術者について、官・民ともに幅広く、県内で活躍する人材の確保を目的とし、積極的な農業土木分野の広報・啓発を図るため、「令和5年度『農業土木分野』広報・啓発ポスター制作業務」を実施する。

本業務についての委託候補者の決定に関し、企画提案を募集し委託先を選定する。

## 2 業務委託の内容

ポスターの企画、デザイン、レイアウト制作及び印刷

詳細は、別添の「令和5年度『農業土木分野』広報・啓発ポスター制作業務委託仕様書」のとおり。

## 3 委託経費

325,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を限度とする。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）までとする。

## 5 参加資格

本企画提案競技に参加する者は、以下に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種であり、委託仕様書の内容を理解し、これを確実に履行することができる者とする。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

- (5) 企画書等の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若

しくは営業所を代表する者をいう。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

## 6 スケジュール

- (1) 実施公告 令和5年 9月25日(月)
- (2) 質問受付期間 令和5年10月10日(火) 午後5時15分まで
- (3) 質問に対する回答 令和5年10月16日(月)
- (4) 企画書等提出期限 令和5年10月23日(月) 午後5時15分まで(必着)
- (5) 選定結果通知 令和5年10月30日(月)

## 7 企画提案競技の方法

- (1) 提出資料 ※各社の提案は1社1案(県内学生(高校・大学)向けタイプ)とする

① 企画提案申請書(別紙様式第1号) **1部**

② 企画提案書(A4版) **正本1部 副本1部**

別添1「令和5年度『農業土木分野』広報・啓発ポスター制作業務委託 審査基準書」の項目に沿って提案書を作成すること。

ア 業務の実施方針等説明書類

以下の事項を記載すること。

(ア)デザイン及びキャッチコピーのコンセプト

(イ)受託体制

(ウ)業務スケジュール

イ ポスターのデザイン画及びレイアウト(注)

ウ キャッチコピー

※ポスター作成に当たっては、宮崎県ホームページ、農林水産省ホームページ又は農業農村工学会ホームページ等から、農業土木(農業農村整備)について、可能な限り理解を深めること。

<参考ホームページ>

宮崎県：<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/nosonkeikaku/shigoto/nogyo/miyazakino.html>

農林水産省：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/index.html>

農業農村工学会：<http://www.jsidre.or.jp/>

(注)

企画提案書として作成及び提出するポスターのデザイン画及びレイアウトについては、別添委託仕様書「4 委託業務の内容(1)ポスターの仕様について」に記載している内容の内、『農業土木分野のPR』・『県及び関係団体の仕事内容等』が理解できる内容とする。

③ 見積書 1部

別添2「見積書（記入例）」を参考に、必要経費の積算内容を記入したもの。

(2) 提出方法

令和5年10月23日（月）午後5時15分まで（必着）

※本要領中「12企画提案書の提出及び提案に関する問合せ先」に郵送又は持参で提出すること。（郵送にあつては、書留郵便に限る。）

8 企画提案競技に関する質問（問合せ）

(1) 質問

質問については、別添3「質問票」によりFAXで提出。

(2) 回答

回答については、本公告にて回答。

9 審査及び委託先の決定方法

(1) 審査

提出された企画提案について、別に設置する審査委員会において選定するものとし、最も優れた提案者を1者選定する。

なお、提出された企画提案書の内容については、こちらから質問を行うことがある。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、選定・非選定にかかわらず通知する。

(3) 契約の締結等

① 上記(1)により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者（以下「候補者」という。）として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約手続を行う。

② 候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

③ 契約については、令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

④ 契約保証金については宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

10 著作権

(1) 成果品に係る権利は、宮崎県に帰属するものとする。

(2) 企画提案書の著作権については、提案者に帰属する。

11 その他留意事項

(1) 提出された企画提案書等は返還しない。また、提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する。

(2) 企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。

(3) 著作権法等に抵触しないこと。

(4) 応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 企画書等を提出した以降締結までに、本要領中「5 参加資格」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
- ② 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- ④ 同一人が二件以上の提案をしたとき

## 1 2 企画提案書の提出及び提案に関する問合せ先

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁1号館6階）

宮崎県 農政水産部 農村振興局 農村計画課 技術管理担当（新地）

電 話：0985-26-7165

FAX：0985-26-7343

E-mail：nosonkeikaku@pref.miyazaki.lg.jp